

# 道路境界確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
(土地所有者) 氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

次のとおり、私所有の下記土地と（国道・県道・市道）との境界を明確にしたいと、申請いたします。

- 1 申請地 相模原市 番地
- 2 理由 1 未確定（除外・未決） 2 確定図と現地不合  
3 その他（ ）
- 3 添付書類 (1)案内図 1部 (2)公図写し 1部  
(3)登記事項証明書（申請地）1部 (4)土地所有者名簿1部  
(5)立会同意届出書 (6)道路台帳平面図写等 1部 (7)現地調査図  
(8)委任状（代理人申請の場合）

裏面の注意事項を必ずお読みください。

本申請を受理し、境界協議を進めてよろしいか。

協議区分		区分の理由			
現地立会	実施・省略				
費用負担	市費・自費				
決裁	所長	担当課長	係	合議	決裁日 年 月 日 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>

## 注 意 事 項

- 1 申請者は、原則として申請地の土地所有者とする。代理人等（測量士、土地家屋調査士等）は、土地所有者（相続人を含む。）の委任状を添付する。また、相続人が申請する場合は、被相続人との関係を示す書類（戸籍謄本等）を添付する。
- 2 登記事項証明書の写しに記載する所有者の住所が現住所と異なる場合は、住所沿革が判明する資料(住民票等)を添付する。
- 3 土地所有者以外のものが申請者になる場合は、理由書を添付する。（理由によっては、受付できない場合があります。）
- 4 案内図は、申請箇所が中心にくるように朱線で明示し、大きさはA3とする。
- 5 公図は、法務局保管の公図を申請箇所を中心に複写したものとする。この複写した公図に水路は水色、道路は茶色に塗り分け、方位、縮尺、公図を記入すると共に、土地所有者名を書き込み、申請箇所を朱線にて明示し、写図年月日、写図者を記入する。  
なお、複写は申請日から3ヶ月以内のものとし、大きさはA3とする。
- 6 道路台帳平面図は、市が管理する道路台帳平面図を中心に複写したものとする。また、複写は申請日から3ヶ月以内のものとし、大きさはA3とする。
- 7 申請者は、市職員の指示に基づく範囲で登記事項を閲覧し、土地所有者名簿に申請地と隣接土地及び、対面地の地番、地積、地権者名、住所を記入すると共に電話番号及び郵便番号を調査し記入する。合わせて調査場所、閲覧日、閲覧者を記入する。
- 8 土地登記事項証明書（全部事項）は、申請地のみ添付とする。（申請日から3ヶ月以内とする。）
- 9 境界確定済み箇所については、必ず現地調査書を添付する。また、調査年月日、調査員、縮尺を記入すること。
- 10 現地調査書には、隣接地を含む詳細な図面（縮尺 1 / 3 0 0 程度）を作成し、杭位置、杭間距離、現況幅員等を記入する。また、参考資料として地積測量図等がある場合は、その写しを添付する。（現況写真がある場合は参考添付して下さい。）
- 11 申請内容に直轄国道及び河川等が関係する場合は、事前に各管理者と協議を行うこと。また、本申請に係る資料等がある場合は、その写しを添付し、写図年月日、写図場所、写図者、縮尺を記入する。